

■「勝浦タンタンメン」又はこれと紛らわしい表記の使用の対策について

おかげさまで持ちまして第10回B-1グランプリ in 十和田は33万4000人においていただきました。成功に導かれた地元十和田市、実行委員会そして数多くのボランティアの皆様とともに、来場者の皆様に感謝申し上げます。

なお表題の件についてですが、「熱血!!勝浦タンタンメン船団」(千葉県勝浦市)のゴールドグランプリ受賞に伴い、多くの方から東京を中心とした勝浦市以外での「勝浦タンタンメン」又はこれと紛らわしい表記の使用に関するお問い合わせと、一部抗議を受けております。

「勝浦タンタンメン」はまちおこしを目的とした地域ブランドであり、登録商標(商標登録第5703819号)ですので商標権者であるONE勝浦企業組合(旧:勝浦タンタンメン船団企業組合)の許可なく使用することはできません。東京都内においては現在以下2店舗のみが「勝浦タンタンメン」の使用を認められております。

- ・B-1グランプリ食堂(秋葉原)
- ・日本橋鳥久(日本橋) / ※ランチのみ

昨今偽装表示が問題になっております。私たちは地方創生の取り組みとして、地域ブランドを大切に育て、消費者保護の観点から「地域ブランド監理監視機構」の指導を受け、対応に努力しておりますが、残念ながらまだまだ十分ではございません。

消費者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、なにとぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、地域ブランドの不正使用に関する情報提供につきましては[こちら](#)にてご協力をお願いいたします。